平成２６年度

事業計画書

社会福祉法人
ふきのとうの会

平成２６年度　法人本部　事業計画書

基　本　方　針

来年度に介護保険制度が改正され、要支援者に対する通所介護や訪問介護などが見直される。当会は通所介護に係る事業比率が大きいことから、経営に対する影響が懸念されるが、一方でこの度の改正は、地域包括ケアを推進するために、各地に市民参加による生活支援サービスを推進するためにコーディネータの配置や地域の協議会を進めるなど、市民参加による地域福祉を推進するための施策であるとも評価できる。

来年度の体制変化にも耐えられるように、本年度は各部門ともに実績の向上を図るために、事業体制の整備確保が必要となる。また昨年に引き続き、法人本部のエリアにて、孤立予防を防ぐネットワークを呼びかけたい。具体的には、地域の包括支援センターや在宅福祉団体や機関、また各種団体と協議しながら、学習会やセミナーを開催することで、地域包括ケアを推進するであろう「福祉ネットワーク」の形成をゆるやかに進めたい。こうした取り組みのエリアがさらに広がると、世田谷区の広域で、市民が在宅福祉の担い手として参加することで地域包括ケアを推進する機会にもつながるであろう。

こうした状況において、法人の設立母体である老人給食協力会ふきのとうとの連携はさらに重要となる。デイホーム桜丘においては、ふきのとう桜丘支部の活動拠点となっている区民センターの立て替え時期にあたり、デイホーム桜丘の一部スペースにて会食会を継続するなどの連携が深化している。

どのような時代が来ようとも、ふきのとうは「地域は一つの家族」という基本理念に立ち返り、市民参加にて地域に貢献できる団体であるために、スタッフやボランティアが協働し、さらには地域の諸団体他関係機関や、全国の活動団体とも連携することで地域福祉社会の推進に寄与したい。

事　業　内　容

１．介護保険事業

（１）デイホーム赤堤　　（通所介護・介護予防通所介護）

（２）赤堤居宅介護支援事業所（居宅介護支援）

（３）デイホーム桜丘　　（通所介護・介護予防通所介護）

（４）ふきのとうデイホーム　（通所介護・介護予防通所介護）

２．世田谷区委託事業

（１）配食サービス事業　　デイホーム赤堤、デイホーム桜丘

（２）世田谷区松沢地域包括支援センターの運営受託

（３）世田谷区経堂地域包括支援センターの運営受託

（４）高齢者住宅生活協力員業務

（世田谷区営赤堤１丁目アパート、世田谷区立桜丘借上げ集合住宅）

３．公益事業

（１）社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究及び指導

全国食事サービス活動セミナー、他

（２）アンジェリカハイツ（サービス付き高齢者向け住宅）の運営

４．評議員会、理事会の開催と民主的運営の実施。

・定例評議員会、理事会　３回実施予定。

・状況の変化に対応し、臨時の評議員会、理事会を開催する。

５．法人設立の主旨とその事業について、広く住民の理解と援助が得られるよう、「老人給食協力会ふきのとう」との連携協力体制をさらに強めながら、次の事業を実施する。

・ボランティア説明会の実施

・デイホーム事業をはじめとした当法人の事業を応援し、支えていくボランティアの募集及び組織化（介護、調理、配食、プログラム）

・広報、ネットワーク活動

・人材の育成（学習、研修、交流機会の提供）

・地域交流室を活用した、コミュニティカフェの運営支援

・全国老人給食協力会との連携を深める（事務局支援並びに事業支援）

平成２６年度　公益事業　事業計画書

基　本　方　針

社会保障制度改革で、持続可能な社会保障の制度設計が議論されている。老人福祉分野で考えると、公的な介護保険制度だけで支えるのではなく、市民が参加するインフォーマルなサービスや多様な地域資源を活用した、在宅支援の環境整備が望まれる。

一昨年度に整備したサービス付き高齢者向け住宅「アンジェリカハイツ」は、高齢者の住まいと在宅福祉機能が付加された都市型のモデルとして運営しており、現在満室だが入居希望の問い合わせが後を絶たない。これは、在宅福祉の推進には高齢者の住まいとサービスとの連携が重要であり、今後高齢者の住まいに対する支援の充実を検討したい。

事　業　内　容

１．社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究及び指導等

（１）「全国食事サービス活動セミナー」の開催

・日　時　平成２６年７月２０日（日）※予

・会　場　ｼﾞｮﾝｿﾝｴﾝﾄﾞｼﾞｮﾝｿﾝ３階会議（東京都千代田区西神田室）※予

・テーマ　住民参加型在宅福祉サービス活動の社会広報と活動の普及と質の向上

・対　象　住民参加型在宅福祉サービス活動従事者、病院・福祉施設関係者、
シルバービジネス関係者、行政・社協等、１２０名程度

・主催団体　全国老人給食協力会、老人給食協力会ふきのとう
共催団体　東京食事サービス連絡会、社会福祉法人ふきのとうの会
協　　賛　ｼﾞｮﾝｿﾝｴﾝﾄﾞｼﾞｮﾝｿﾝ社会貢献委員会※予

２．社会福祉を目的とする事業の広報及び出版

上記の事業などを当法人の目指す「地域住民自らが担う地域福祉」を積極的に広報する機会と捉え、その観点から取り組む。

３．福祉器具の研究開発及び紹介

昨年度と同様に、必要とされる方に的確な福祉器具に関する情報の提供を続けていく。

４．サービス付き高齢者向け住宅の設置並びに運営

基　本　方　針

高齢者単身、高齢者夫婦世帯を対象としたバリアフリー構造の専用賃貸住宅を開設する。高齢者が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかるために、日中は職員が常駐し(＊)、夜間や休日は警備会社に委託して通報機による遠隔操作の見守りサービスを行うことで、生活支援サービスを提供する。

(＊)年末年始・５月の連休・８月のお盆を除く

●賃貸借の目的物

建物名称：アンジェリカハイツ

所在地：東京都世田谷区上用賀６丁目１９番２１号

建て方：２階建の２階部分　鉄筋ＲＣ造　平成２４年築

住戸部分：間取り　１ｋ　（30.00 ㎡）５戸

設備等：居室は加齢対応構造

１．電気・都市ガス・上下水道完備

２．居室内設備（専用トイレ・浴室・シャワー・収納設備・給湯設備・電磁調理器・冷暖房完備・非常通報装置）

●入居対象者

①単身高齢者世帯

②高齢者＋同居者（配偶者/60 歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者）（「高齢者」とは、60 歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の者をいう。）

●契約

建物賃貸借契約は２年契約。但し、双方同意の元に契約を更新することが出来る。

また生活支援サービスの契約期間も２年。

ご入居される方は、建物賃貸借契約と生活支援サービス契約の双方の契約が必要。

※賃貸借契約をご希望される方は、身元引受人、連帯保証人が必要。

●生活支援サービスについて

① 緊急対応

各住居の緊急ボタンをインターホン設備に接続、管理室表示と共に各種警報を委託先の警備会社（綜合警備保障株式会社）に２４時間自動送信（通報機による遠隔監視）する。

②安否確認

・朝１０時までに住居の方は玄関扉に安否確認用のマグネットを取り付け、当会スタッフが１０時過ぎに確認のため訪問する。マグネットが玄関扉にあれば安否確認の終了。マグネットを確認後に各戸のポストに戻す。

・希望者には住戸を訪問し、対面にて安否確認をする。

③入居者への支援

９時～１７時まで当会スタッフ１名が常駐し相談に応じる。夜間及年末年始等休業日は通報機による遠隔操作にて警備会社（綜合警備保障株式会社＊予）が対応する。

●費用について

・家賃８万 、敷金１６万（家賃２ヶ月分）

・生活支援サービス費３．５万、共益費１万　月額合計１２．５万円（敷金含まず）

平成２６年度　社会福祉法人ふきのとうの会　事業体系

- 法人本部
  - 社会福祉事業
    - デイホーム赤堤　一般型通所介護　定員３５
      - 介護予防通所介護
      - 認知症対応型通所介護　定員１２
      - 配食サービス
      - 高齢者住宅生活協力員業務
    - 赤堤指定居宅介護支援事業所
    - デイホーム桜丘　一般型通所介護　定員３０
      - 介護予防通所介護
      - 認知症対応型通所介護　定員１２
      - 配食サービス
      - 高齢者住宅生活協力員業務
    - デイホームふきのとう　一般通所介護　定員２０名
  - 公益事業
    - 松沢地域包括支援センター（松沢あんしんすこやかセンター）
      - 松沢居宅介護予防支援事業所
    - 経堂地域包括支援センター（経堂あんしんすこやかセンター）
      - 経堂居宅介護予防支援事業所
    - サービス付き高齢者向け住宅（アンジェリカハイツ）
    - イベント事業　　全国セミナー、他

平成２６年度　デイホーム赤堤　事業計画書

基　本　方　針

昨年は地域から安心される施設として、スタッフ研修会や機能向上を目的とした機能訓練プログラムの開発を進めてきた。また、法人全体の利用実績とサービスの質の向上を図るために、事業所を横断する人員にて構成される「広報委員会」を新たに設置したことで、プログラムや事業実績並びに広報についても共通に検討する場として機能してきた。

本年度は、事業実績の確保と共にサービスの質の向上を図るために、事業所を横断する共通テーマの設定と各施設の職員が連携しながら、創意工夫を以て運営体制を見直すことが随時必要となる。

法人設立の活動概念である、「地域は一つの家族」というテーマに基づき、開設以来培われてきたボランティアや関係機関と連携を密にしながら、地域で支え合う地域福祉を推進する在宅福祉のトータルサポートセンターとして機能できるように活動する。もって、在宅を支援する輪が地域に広がることで、地域福祉を推進する拠点として地域に貢献したい。

事　業　内　容

１．通所介護事業（介護保険事業）

（１）利 用 定 員　一般通所介護（含む介護予防通所介護）１日３５名
　　認知症対応型通所介護（含む介護予防通所介護）１日１２名

（２）事業実施日　月～土（日、祝、年末年始を除く）

（３）利　用　料　介護報酬の１割自己負担分＋昼食代７５０円

（４）重 点 項 目

① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や他の介護保険サービス提供事業者、地域の医療機関、介護保険以外のサービス提供団体等との連携を密にするよう努める。

② プログラム会議を毎月実施することで、利用者個々の興味関心に応じた複数のアクティビティー・プログラムを常に用意する。

③ ケアボランティアと職員の連携を密にし、これまで通り全ての利用者への個別対応を保証し、きめの細かい介護を目指す。また、利用者個々の特性や希望に応じたプログラムを実施する。

④ 季節感を味わい、利用者が家族や地域住民と一緒に楽しめるような行事的プログ

ラムを工夫する。

⑤　法人独自に開発した健康体操を活用した、利用者個々のニーズに合わせた機能訓練を実施する。

⑥　送迎はドア・ツー・ドア方式とする。送迎時に、きめ細かい対応を行うことで、アクセスを保証する。

リフト付き小型バス３台（２台を東京福祉バスへ運行管理委託、添乗は施設職員、１台は法人所有、施設職員運転）

普通乗用車１台（施設職員運転）

軽乗用車　１台（施設職員運転）

⑦　調理ボランティアによる食事の提供は従来通りであるが、食事のつくり手と利用者との直接の交流の中で利用者の声を聞き、サービスの質を高めるよう努める。

⑧　利用者・家族との情報交換を密に行っていく。日常生活全般に関する相談には積極的に対応し、居住環境の整備、福祉用具の選定、具体的介護方法の指導等を目的とした家庭訪問を必要に応じて実施する。

⑨　アセスメントの情報、居宅サービス計画、通所介護計画等の利用者の生活状況や支援の方針に関する情報とあわせて、通所介護（介護予防通所介護）サービス利用状況や目標の達成状況についても記録し、利用者個々のケースファイルを作成する。

⑩　利用者、家族の生活状況を常に把握するように努め、時期を逃すことなく対応できるよう、介護支援専門員、地域包括支援センターとの連携を密にする。

２．居宅介護支援

サービス指針

居宅サービス計画作成に際しては、世田谷区保健福祉課、地域包括支援センター、及び他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等との密接な連携のもと、利用者の選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう配慮する。

事 業 内 容

要介護認定を受けた方から依頼を受け、居宅サービス計画の作成を行う。又状況に応じて、介護予防支援計画を作成する。

実施予定件数：３０件

事業実施地域

通常の事業実施地域は、世田谷区内とする。

（１）ケアプラン作成件数　３０件
（２）ケアマネージャー数　２名

３．配食サービス（世田谷区委託）

（１）実 施 食 数　上限１日６０食
（２）事業実施日　月～土（日、祝、年末年始を除く）
（３）利　用　料　１食５００円
（４）重 点 項 目

①　地域住民の参加

住民参加による食事サービス活動の実績をもとに、これからも幅広く地域住民に参加・協力していただき、調理員、配達ボランティア、そして在宅高齢者に身近なコーディネーターとして、地域の人的資源を生かしていく。

②　利用者ニーズの把握

デイサービス事業と連携して情報の共有化をはかり、利用者の細かいニーズにも応えていく。利用者の声（要望）をサービスに反映させ、バランスのとれた、ボランティアによる「家庭の味」を大切にする。

③　サポートネットワークの構築

在宅高齢者の安否確認は当事業の主要目的の一つである。また、他サービスへの入り口となる使命も担う。住民にとって身近な地域の中で見守りネットワークを構築するために、食事サービスコーディネーターを配置し、ボランティア、利用者、関係諸機関に対する情報提供等、地域に対するきめ細やかなコーディネート機能を食事サービス活動に併せ持つことで、地域福祉力を高める役割を担う。

４．高齢者住宅生活協力員業務（世田谷区委託）

区立高齢者住宅に関しては、住み込みの生活協力員から、併設または近隣の社会福祉法人へ業務の委託を切り替えるとの世田谷区住宅課の方針変更に従って、当施設が業務を受託する。１３戸（１３名）。

（１）入居者及び住宅への日常的な対応（日・祝・年末年始を除く）

安否確認、入院等の入居者情報の把握、日常生活の簡易な生活指導、建物点検、等

（２）緊急時の対応
（３）入居者への訪問相談等（入居者懇談会の開催を含む）
（４）区及び福祉関連機関との連携及び実績報告書提出

平成２６年度　活動計画

実施月	行事等	活動の一例　（他の趣味活動実施）
４月	花見（車中より）	バス車中より桜見を楽しむ ・端午の節句にむけ作品作り
５月	端午の節句 防災訓練	おやつに柏餅を食する。 避難・初期消火についての話や訓練を行う。
６月	ぼたん、藤の花見物	近隣の社寺などを散策・七夕にむけ飾り作り
７月	七夕まつり	七夕飾りつけ・納涼会にむけ準備品及び飾り作り
８月	納涼会	盆踊り・模擬店・ゲーム等お祭り気分を味わう ・世田谷文化祭出展にむけ作品作り
９月	敬老お祝い会	敬老のお祝いを兼ね、ショーやゲームを楽しむ。また、近隣の小学校や保育園との交流をはかる ・運動会にむけ準備品等作成
１０月	運動会 世田谷文化祭 防災訓練	体操・ゲーム等体を動かしながら楽しむ 世田谷文化祭に作品を出展し、見学に行く 避難・初期消火についての話や訓練を行う
１１月	文化祭（施設内）	施設内に作品を展示 ・クリスマスにむけ作品作り ・クリスマス会にむけ準備品及び飾り作り
１２月	クリスマス会	ビンゴゲームやショーを楽しむ ・正月にむけ作品作り
１月	初釜 新春演芸大会 正月遊び	抹茶席を設け正月遊び・書き初めを楽しむ ゲームやショーを見て新春を楽しむ 節分にむけ作品作り
２月	節分	豆まきを行い１年の厄払いと招福を祈願する ・ひなまつりにむけ作品作り
３月	ひなまつり会	ゲームをしたり、記念撮影をする。おやつにひなあられを食する。

※他の趣味活動：紙粘土・陶芸・書道・編み物・貼り絵・カレンダー作り・カラオケ・ゲーム・団欒・スケッチ・囲碁・マージャン・はがき絵・色塗り・歌等・将棋・折り紙・フラワーアレンジメント

※ 毎月：音楽療法・誕生会（各コース１回）・歌の会（月２回）・映画鑑賞

※ 地域交流：恵泉女学園・保育園（経堂コドモの園）・マダレナカノッサ幼稚園・
小学校（赤堤小学校、経堂小学校他）・近隣中学校のボランティア活動の受け入れ

※ 外出活動：リンゴ狩りやミカン狩り・世田谷文学館見学・世田谷美術館等・ピクニック・外食

※ 機能訓練：ふきのとう健康体操

平成２６年度　デイホーム桜丘　事業計画書

基　本　方　針

昨年は事業実績の向上を図るべく、広報委員会の活動を通じて、運営や広報の改善を図るために必要な見直しを進めてきた。しかしながら事業実績の向上にはすぐにはつながることができなかったことから、引き続き運営体制の整備に努めたい。また、桜丘区民センターにて行われてきた会食会が、センター改修のためにデイホームの一部スペースにて会食会を実施することになり、暫定的だが元気高齢者から要介護高齢者まで幅広いサポートをする拠点として、地域に寄与できる機会を提供することができる。

本年度は来年改正されるであろう要介護者の見直しなどに対応できるように、サービスの内容をさらに見直し、地域から信頼を得られるような安定した施設づくりを目指す。また、スタッフの育成やプログラムの内容、及び送迎体制などを随時見直すことで、もって地域に幅広く貢献できる地域の福祉拠点としての運営努力を積み重ねたい。

事　業　内　容

１．通所介護事業（介護保険事業）

（１）利用定員　　一般通所介護（含む介護予防通所介護）１日３０名
　　認知症対応型通所介護（含む介護予防通所介護）１日１２名

（２）事業実施日　月～土（日、祝、年末年始を除く）

（３）利　用　料　介護報酬の１割自己負担分＋昼食代７５０円

（４）重点項目

① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や他の介護保険サービス提供事業者、地域の医療機関、介護保険以外のサービス提供団体等との連携を密にするよう努める。

② プログラム会議を毎月実施することで、利用者個々の興味関心に応じた複数のアクティビティー・プログラムを常に用意する。

③ ケアボランティアと職員の連携を密にし、これまで通り全ての利用者への個別対応を保証し、きめの細かい介護を目指す。また、利用者個々の特性や希望に応じたプログラムを実施する。

④ 季節感を味わい、利用者が家族や地域住民と一緒に楽しめるような行事的プログラムを工夫する。

⑤　法人独自に開発した健康体操を活用した、利用者個々のニーズに合わせた機能訓練を実施する。

⑥　送迎はドア・ツー・ドア方式とする。送迎時に、きめの細かい対応を行うことで、アクセスを保証する。

リフト付き小型バス２台（東京福祉バスへ運行管理委託、添乗は施設職員）

法人所有　乗用車１台（施設職員運転）。

⑦　調理ボランティアによる食事の提供は従来通りであるが、食事のつくり手と利用者との直接の交流の中で利用者の声を聞き、サービスの質を高めるよう努める。

⑧　利用者・家族との情報交換を密に行っていく。日常生活全般に関する相談には積極的に対応し、居住環境の整備、福祉用具の選定、具体的介護方法の指導等を目的とした家庭訪問を必要に応じて実施する。

⑨　アセスメントの情報、居宅サービス計画、通所介護計画等の利用者の生活状況や支援の方針に関する情報とあわせて、通所介護（介護予防通所介護）サービス利用状況や目標の達成状況についても記録し、利用者個々のケースファイルを作成する。

⑩　利用者、家族の生活状況を常に把握するように努め、時期を逃すことなく対応できるよう、介護支援専門員、地域包括支援センターとの連携を密にする。

２．配食サービス（世田谷区委託）

（１）実施食数　上限１日６０食

（２）事業実施日　月～土（日、祝、年末年始を除く）

（３）利　用　料　１食５００円

（４）重点項目

①　地域住民の参加

住民参加による食事サービス活動の実績をもとに、これからも幅広く地域住民に参加・協力していただき、調理員、配達ボランティア、そして在宅高齢者に身近なコーディネーターとして、地域の人的資源を生かしていく。

②　利用者ニーズの把握

デイサービス事業と連携して情報の共有化をはかり、利用者の細かいニーズにも応えていく。利用者の声（要望）をサービスに反映させ、バランスのとれた、ボランティアによる「家庭の味」を大切にする。

③　サポートネットワークの構築

在宅高齢者の安否確認は当事業の主要目的の一つである。また、他サービスへの入り口となる使命も担う。住民にとって身近な地域の中で見守りネットワークを構

築するために、食事サービスコーディネーターを配置し、ボランティア、利用者、関係諸機関に対する情報提供等、地域に対するきめ細やかなコーディネート機能を食事サービス活動に併せ持つことで、地域福祉力を高める役割を担う。

３．高齢者住宅生活協力員業務（世田谷区委託）

区立高齢者住宅に関しては、住み込みの生活協力員から、併設または近隣の社会福祉法人へ業務の委託を切り替えるとの世田谷区住宅課の方針変更に従って、当施設が業務を受託する。１５戸（１５名）。

履行場所：世田谷区桜丘２丁目１５番１８号　世田谷区立桜丘高齢者借上げ集合住宅（通称：ハイツカワニシ）

（１）入居者及び住宅への日常的な対応（日・祝・年末年始を除く）

安否確認、入院等の入居者情報の把握、日常生活の簡易な生活指導、建物点検、等

（２）緊急時の対応

（３）入居者への訪問相談等（入居者懇談会の開催を含む）

（４）区及び福祉関連機関との連携及び実績報告書提出

平成２６年度　デイホームふきのとう　事業計画書

基　本　方　針

昨年後半から、地域信用に伴い徐々に利用実績が伸びてきた。本年度は、さらなるサービスの質の向上を目指すために、他事業所同様に機能訓練をプログラムに組み入れる。また、運営ノウハウは既にあることから、実績を積み重ねながら地域住民や関連機関などと連携することで、地域に開かれた、地域から信頼される在宅支援の拠点づくりを進める。こうした取り組みには、多様なネットワークが重なるような地域包括ケアを推進するためにも地域の包括支援センターや関係機関、また近隣の教育機関との連携を必要となる。

具体的には今年も法人本部と連携しながら、学習会や講座などの開催、また地域住民の見学やボランティア希望者などを随時受け入れるなどして、地域福祉社会の醸成に向けて寄与したい。また来年度の介護保険制度改正に向けて、一定程度の事業実績を積み重ねたい。

事　業　内　容

１．通所介護事業（介護保険事業）

（１）利 用 定 員　一般通所介護（含む介護予防通所介護）１日２０名

（２）事業実施日　月～土（日、指定された祝日、年末年始を除く）

（３）利　用　料　介護報酬の１割自己負担分＋昼食代７５０円

（４）重 点 項 目

①　地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や他の介護保険サービス提供事業者、地域の医療機関、介護保険以外のサービス提供団体等との連携を密にするよう努める。

②　プログラム会議を毎月実施することで、利用者個々の興味関心に応じた複数のアクティビティー・プログラムを常に用意する。

③　ケアボランティアと職員の連携を密にし、これまで通り全ての利用者への個別対応を保証し、きめの細かい介護を目指す。また、利用者個々の特性や希望に応じたプログラムを実施する。

④　季節感を味わい、利用者が家族や地域住民と一緒に楽しめるような行事的プログラムを工夫する。

⑤　法人独自に開発した健康体操を活用した、利用者個々のニーズに合わせた機能訓練活動を実施する。

⑥　送迎はドア・ツー・ドア方式とする。送迎時に、きめの細かい対応を行うことで、アクセスを保証する。他、利用状況に応じて小型車両の増車も検討する

リフト付き小型バス１台（東京福祉バスへ運行管理委託、添乗は施設職員）

法人所有　乗用車１台（施設職員運転）。

⑦　昼食は既に厨房がある拠点から食事の提供を受ける。

⑧　利用者・家族との情報交換を密に行っていく。日常生活全般に関する相談には積極的に対応し、居住環境の整備、福祉用具の選定、具体的介護方法の指導等を目的とした家庭訪問を必要に応じて実施する。

⑨　アセスメントの情報、居宅サービス計画、通所介護計画等の利用者の生活状況や支援の方針に関する情報とあわせて、通所介護（介護予防通所介護）サービス利用状況や目標の達成状況についても記録し、利用者個々のケースファイルを作成する。

⑩　利用者、家族の生活状況を常に把握するように努め、時期を逃すことなく対応できるよう、介護支援専門員、地域包括支援センターとの連携を密にする。

平成２６年度　地域包括支援センター　事業計画書

窓口開設時間　月～土（日祝年末年始は除く）午前８時３０分～午後５時
　　窓口開設時間以外は携帯電話へ転送することで、２４時間３６５日連絡や相談に応じられる体制とする。

担当地域　　松沢地域包括支援センター　　赤堤、桜上水
　　経堂地域包括支援センター　　桜丘、経堂、宮坂

職員配置　　松沢　主任ケアマネ１名
　　社会福祉士２名
　　看護師１名
　　ケアマネージャー１名　　計５名

　　経堂　主任ケアマネ１名
　　社会福祉士３名（うち１名非常勤）
　　看護師１名
　　ケアマネージャー１名　　計６名

Ⅰ．地域包括支援センター事業（世田谷区委託事業）

１．介護予防ケアマネジメント業務

（１）アセスメントの実施

①要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者（二次予防事業対象者）に対して、基本チェックリストの結果等から情報を把握し、面接を行う。介護予防・支援アセスメント表を活用し、支援ニーズを特定したうえで課題を分析し、適切にプログラムにつなげる。

②介護予防・日常生活支援総合事業フェイスシート及び個別サービス利用票の作成。総合事業受託事業者への連絡、情報共有。

③事業実施効果や目標達成状況の評価、及び今後の援助方針の決定。

④年間実施目標件数　松沢２６件
　　経堂３２件

（２）要支援者に対するケアマネジメントの実施

総合事業のサービス（インフォーマルサービスを含む）を利用するプランを作成する場合（予防給付により、ケアプラン作成する場合を除く）は、上記（１）と同様に実施する。この場合のモニタリングの時期は、初回のアセスメント以降、６ヶ月ごとに行う。ただし、見守りボランティアを総合事業として利用している場合のモニタリングは、１２ヶ月ごとに行う。

年間実施目標年数　松沢２０件

経堂２５件

（３）予防給付から総合事業への移行や、状態の悪化に伴う介護給付への移行等を一貫・継続したケアマネジメントのもとに実施する。

２．総合相談支援事業

（１）地域包括支援ネットワークの構築及び推進

①支援を必要とする高齢者を把握し、保健医療福祉サービスをはじめとする適切な支援に繋ぎ、継続的な見守りを行う。区民、民政・児童委員、保健・福祉・医療サービス事業者、地域における支え合い活動、ボランティア、各種行政機関等、地域における様々な社会資源が有機的に連携し合えるような地域包括支援ネットワークを構築する。

②地域の関係者間における顔の見える関係づくりを進め、地域における支援体制づくりや、地域における自助体制の醸成等を目的とした地域のネットワークづくりを進めるなど、地域づくりの推進に主体的に取り組む。

③ネットワークの構築にあたっては、地区包括ケア会議を開催するとともに、社会資源マップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握を行い、地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。

④出張所・まちづくりセンターや総合支所の保健福祉課、社会福祉協議会と連携しながら、地区包括ケア会議を活用するなどして、地域における見守りのためのネットワークづくりに取り組む。

（２）実態把握

①担当地域における高齢者の心身の状況、家族の状況等の実態把握。必要に応じて基本チェックリストの実施。

②利用者基本台帳の記録、整備。

③生活実態が未把握の高齢者へ訪問活動を行い、利用者基本情報台帳の整備し、必要に応じてモニタリングを実施。

④二次予防事業対象者把握訪問を含む実態把握訪問

年間実施目標件数　松沢　８００件

経堂１２００件

（３）総合相談

①電話、来所（面接）、訪問、ＦＡＸ等による各種相談、状況把握。専門的または緊急の対応が必要かを判断し、必要な情報提供、適切で専門的な機関やサービスに繋げるなど総合的な対応。

②緊急の対応が必要な場合、保健福祉課、健康づくり課、生活支援課等及び関係機関と連携を図り、問題の解決に向けて迅速な対応を行う。

③利用者基本台帳、経過記録表への記録。必要に応じて基本チェックリストの実施。

④苦情等の受付・対応及び速やかな区への報告。

⑤高齢者に関する相談のみならず、その家族等に関する相談についても傾聴し、適宜、必要な支援に結びつける。

⑥安否確認の相談や連絡が入った場合は、保健福祉課とも連携しながら、他の業務に優先して、その確認業務に取り組む。

（４）地域住民に対する広報

地域包括支援センターの業務を適切に実施するため、地域において地域包括支援センターの役割等を周知する。

（５）見守り体制の構築

民生・児童委員、町会・自治会、高齢者クラブ、社会福祉協議会等、地域の団体や地域で活動する人々と連携し、ひとり暮らし高齢者等で援助を必要とする者を地域全体で見守る体制を整える。

（６）食の自立支援に向けたアセスメントの実施

高齢者配食サービスの利用者に対し、食の自立支援に向けた健康状況や食に関する状況（アレルギーの有無等）について把握することを目的としたアセスメント（訪問調査）を実施する。

年間実施目標件数　松沢５７件

経堂４４件

３．権利擁護業務

（１）高齢者に対する虐待の防止及び養護者の支援

①高齢者及び養護者に対して相談、指導及び助言。また、養護者の負担軽減のため、その他必要な措置を講ずる。

②養護者または介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等を受けた場合は、速やかに保健福祉課に報告し、その指示に従う。報告にあたっては、高齢者虐待事例発見・支援シート等の区が定める書類を提出する。

③前号の場合、保健福祉課の指示により速やかに当該高齢者の安全及び事実を確認し、虐待防止等の対応を図る。

④虐待を早期に発見するための手段として、地域における様々なネットワークを積極的に活用する。

（２）成年後見制度

①高齢者、家族、関係機関等からの相談や実態把握により、その高齢者の判断能力が不十分で、独力では下記の行為が困難な場合には、成年後見制度に関する情報提供や申立て支援を行い、必要に応じて成年後見センターに繋ぐ。

・医療機関の受診や入所契約等の福祉サービス利用の契約
・預貯金の管理や公共料金の支払い等の財産管理
・悪質な訪問販売、電話セールスによる本人にとって不利益となる契約の取消
・遺産相続等の法律的な手続き、等

②成年後見制度の利用が必要であっても、申立てについて下記のような問題がある場合には、状況等を整理し保健福祉課に報告する。

・申立てを行える親族がいないと思われる場合
・親族がいても申立てを行う意志がない場合
・虐待等により親族による申立てが適切ではない場合、等

（３）消費者被害の防止

①消費者被害を未然に防止するため、区消費生活課、消費生活センターと随時情報交換を行う。

②消費者被害に関する問題が発生している又はその恐れがあると認められる場合には、区消費生活課、消費生活センターと連携を図り、必要な支援を行う。

③必要に応じて、民生・児童委員、介護支援専門員等に情報提供を行う。

（４）困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的な課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合、既存のサービス等では適切なものが見つけにくい場合等、その対応が困難な事例を把握した場合には、支援センターの職員が連携し、対応策の検討を行い、保健福祉課等関係機関と連携を図り、必要な措置をとる。

４．包括的・継続的マネジメント

（１）包括的・継続的マネジメント体制の構築

支援が必要な高齢者に対して包括的、継続的な支援を提供していくために、日頃から、地区包括ケア会議の開催その他の方法により、地域の医療機関、介護保険のサービス事業所、介護保険施設、区が行う保健・医療や福祉サービスの担当課、地域住民

による自主的なボランティア活動やインフォーマルなサービスを実施する機関等の多職種・多機関との連携を図るとともに、サービス担当者会議の開催支援や、入院（入所）・退院（退所）時の連携等、必要な支援を行う。

（２）介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員に対して、そのケアマネジメント力を高めるために次に掲げる必要な支援を行う。必要に応じて、保健福祉課等と協働し対応する。

①担当地域の介護支援専門員や指定居宅介護支援事業所の把握及び必要に応じた援助

②施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築

③指定居宅介護支援事業所・介護保険施設等の介護支援専門員に対する相談対応、研修の実施及びサービス担当者会議の開催支援

④支援困難事例に対する事例検討会開催等の支援

⑤介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成

⑥個別のケアプランの作成指導

５．介護予防・日常生活支援総合事業

（１）二次予防事業対象者の把握業務

①実態把握をはじめとした総合相談支援の対象者、介護予防普及啓発講座（いきいき講座、はつらつ介護予防講座等）参加者、基本チェックリスト郵送調査未回答者など、様々な対象者に対して基本チェックリストを実施することにより、二次予防事業対象者を把握する。

基本チェックリスト年間実施目標件数　松沢２００件
経堂３００件

②上記により把握した者や、区が用意する二次予防事業対象者把握名簿掲載者に対して、介護予防・日常生活支援総合事業への参加を勧奨する。

（２）介護予防普及啓発講座の実施

①二次予防事業対象者の早期発見及び介護予防の推進のため、主に高齢者の生活に密着した問題の解決方法等の講義を行う介護予防普及啓発講座（いきいき講座）や、介護予防活動支援を実施する。

なお、いきいき講座は年度内３回以上実施する。

②出張所・まちづくりセンター等において、主に簡単な運動を行うことによる介護予防普及啓発講座（はつらつ介護予防講座）を、事業委託先である事業者と協力して実施する。また、必要に応じて福祉相談を実施する。

③その他、様々な機会を通じて、区民に対して介護予防の普及啓発を行う。

（３）あんしんすこやかセンターボランティアの活用

①介護予防ボランティア及び見守りボランティアに関する登録及びはつらつ介護予防講座等で活動する際に必要な調整を行う。

②せたがや介護支援ボランティアポイント事業として、Ｖスタンプの管理や介護予防ボランティアに対するポイントの付与等必要な業務を行う。

（４）その他

①はつらつ介護予防講座の修了者等、地域の高齢者からの要請に基づき、運動等による介護予防を目的とした自主グループの立ち上げを進めるとともに、区に運動指導員の派遣を依頼する等、活動を支援する。

②自主グループ、高齢者クラブ及び自治会・町会等の団体が開催する介護予防に関する講座において、当団体の要望に応じて、介護予防に関する講話を行う。また、必要に応じて、区に運動指導員等の派遣を依頼する等、当該講座を効果的に行うための調整を行う。

６．認知症ケアの推進

認知症専門相談員（すこやかパートナー）が中心となって、次のとおり認知症専門相談（もの忘れ相談）業務を実施する。

（１）高齢者、区民等に対し、次に掲げる認知症に関わる相談（もの忘れ相談）を実施する。

①医療・受診に関すること

②本人や家族への支援（適切なケア、福祉サービス等の相談・助言等）

③孤立・ひとり暮らし高齢者等、地域からの相談（実態把握・見守り支援等）

④相談業務を通し、地域の関係者との連携を深めるとともに、地区包括ケア会議その他の機会を活かし、もの忘れ相談の周知を行う。

（２）もの忘れチェック相談会の実施にあたり、次のとおり事業に協力する。

①実施会場のある総合支所管轄地域内の支援センターの認知症専門相談員は、もの忘れチェック相談会の運営に従事し、医師相談の同席や医師相談後の個別指導、事業終了後のモニタリングを行う。

②事業利用者本人や家族に対し、介護予防や認知症等に関する事業を活用して支援を行う。

（３）認知症初期集中支援チームモデル事業実施にあたり、次のとおり事業に協力する。

①認知症専門相談員または事業利用者の担当職員は、認知症初期集中支援チームモデル事業の対象者を把握（年間２名程度）した場合は、所定の様式により事例を区に連絡するとともに、「チーム員会議」に出席する。

②モデル事業の円滑な実施に向けて、保健福祉課や事業委託先である事業者（担当看護師等）との連携を図る。

（４）認知症高齢者の家族支援。

（５）認知症や認知症予防活動に関する普及啓発。

（６）認知症に関する事業の活用による医療機関や事業所等関係機関との連携。

（７）その他詳細ついては、区「認知症・うつに関する事業マニュアル」により実施する。

７．あんしん見守り事業

見守りコーディネーターが中心となって、地域の中で社会的孤立の恐れのある高齢者や見守りを希望する高齢者に対し、次のとおり実施する。

（１）見守り訪問及び見守り相談。

（２）見守りコーディネーターは、次に掲げることを行う。

①見守り訪問及び見守り相談の実施管理。

②地区の見守りサービスに関する情報の集約。

③地区の見守り（サービス）メニューの作成。

④見守りが必要や高齢者のフォローリストの作成。

⑤見守りボランティア事業として、見守りボランティアの登録及び訪問派遣等の調整。

⑥せたがや介護支援ボランティアポイント事業として、Ｖスタンプの管理や見守りボランティアに対するポイントの付与等、必要な業務を行う。

⑦あんしん見守り事業や見守りボランティア事業の円滑な実施に向けて、管轄の出張所、まちづくりセンター、保健福祉課及び関係機関等との連携を図る。

（３）その他詳細については、区「あんしん見守り事業マニュアル」「見守りボランティアの手引き」により実施する。

８．住宅改修相談業務

高齢者向けに居室等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行う。

なお、担当介護支援専門員及び介護予防支援の担当職員がいない要支援認定者について、住宅改修が必要であると判断した場合は、事前に身体状況の確認・家屋の調査を行い、施工事業者と十分に連絡調整をしたうえで、介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成する。

９．福祉用具購入・貸与相談業務

介護保険福祉用具の購入・貸与を行おうとする者に対して、福祉用具利用に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行う。

１０．介護保険制度に関する相談・申請受付及び区保健福祉サービスの申請受付業務

（１）区保健福祉サービスの申請受付（代行）、申請内容確認、利用調整。

（２）介護保険制度による要支援・要介護認定、更新、区分変更申請の受付等。

１１．大地震等の災害が発生した際の対応（発生直後の初期段階について）

（１）発災後、７２時間以内を目途に管内の高齢者（見守りが必要な高齢者、その他災害弱者等）について安否確認に努める。

（２）（１）に規定する安否確認に備え、災害時におけるフォロー者リストを作成し、紙形式で保管するとともに、日頃から地域（出張所、まちづくりセンター、総合支所の保健福祉課、民生委員、町会、事業所等）の連携づくりに取り組む。

（３）（１）の規定によるほか、区災対地域本部避難支援班からの要請があった場合は、同班の指示のもと、災害時要援護者の安否確認等を行う。

（４）各支援センターは業務継続計画を作成する等、非常時の態勢を整備する。

１２．会議の開催業務（地区包括ケア会議）

行政職員、センター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、社会福祉協議会等から構成される、次に掲げる会議（「地区包括ケア会議」という）の開催。必要に応じて、他の支援センター等と合同で開催する。

（１）個別ケースの支援内容の検討を通じた

①地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援。

②高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築。

③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握。

（２）その他、地域づくりや地域資源の開発、区の政策立案に資するための会議など、地域の実情に応じて必要と認められる会議。

１３．会議等の出席

（１）区介護予防・地域支援課が開催する区包括ケア会議（スキルアップ会議等）。

（２）保健福祉課が開催する高齢者地域ケア連絡会。

（３）その他区等が開催する高齢者虐待、成年後見制度、認知症、あんしん見守り事業及び地域密着型サービスの運営推進等に係る会議・研修・連絡会で、地域包括支援センター業務に関連するものについては、区等の要請に基づき出席する。

１４．実績報告等

（１）受託者の報告

事業運営にあたっては、毎月各支援センターの業務の実績を取りまとめ、区が定める様式により翌月１５日までに、年度末は直ちに、介護予防・地域支援課へ提出する。

（２）各支援センターの報告

各支援センターは、区が定める「実績報告作成マニュアル」により委託業務に関する実績報告書を毎月作成し、翌月１５日までに介護予防・地域支援課へ提出する。

（３）特別報告

次の各号に該当する状況が発生したときは、応急措置をとるとともに、直ちにその状況を区に報告し、その指示に従う。

①非常災害その他の事故により、委託事業の遂行が困難になったとき。

②委託業務に際して、利用者その他住民等に事故があったとき。

③その他委託事業に支障をきたす事態が発生したとき。

（４）その他

①不審死等の報道機関における関心事の発生に関する情報は、速やかに介護予防・地域支援課へ報告する。

②前項のほか、区の指示に従い、必要な報告を行う。

Ⅱ．居宅介護予防支援事業

介護予防支援事業所として、要支援の方を対象に、予防給付における介護予防居宅サービス計画を作成する。

予定件数　松沢　月、約２１０件
　　経堂　月、約２８０件

なお、世田谷区においてもケアプラン作成の外部委託が認められており、上記予定件数のうち一定程度を地域のケアマネージャーへ再委託する予定である。

平成26年度　資金収支予算内訳表（当初予算）

法人名：ふきのとうの会　　（自）平成26年 4月 1日　（至）平成27年 3月31日　　（単位：円）

科目 ＼ 会計区分	法人合計	社会福祉事業区分	本部会計	デイホーム赤堤	デイホーム桜丘	デイホームふきのとう	公益事業区分	松沢地域包括	経堂地域包括	アンジェリカハイツ
事業活動による収支										
事業活動による収入										
介護保険事業収入	299,520,000	270,320,000		123,990,000	101,230,000	45,100,000	29,200,000	13,050,000	16,150,000	
（居宅介護料収入）	179,930,000	179,930,000		78,230,000	60,200,000	41,500,000				
介護報酬収入	161,930,000	161,930,000		70,400,000	54,180,000	37,350,000				
利用者負担金収入	18,000,000	18,000,000		7,830,000	6,020,000	4,150,000				
（地域密着型介護料収入）	67,220,000	67,220,000		35,220,000	32,000,000					
介護報酬収入	60,500,000	60,500,000		31,700,000	28,800,000					
利用者負担金収入	6,720,000	6,720,000		3,520,000	3,200,000					
居宅介護支援介護料収入	30,200,000	1,000,000		1,000,000			29,200,000	13,050,000	16,150,000	
利用者等利用料収入	19,540,000	19,540,000		8,420,000	7,520,000	3,600,000				
その他の事業収入	2,630,000	2,630,000		1,120,000	1,510,000					
受託事業収入	70,900,000	14,510,000		5,600,000	8,910,000		56,390,000	26,370,000	30,020,000	
公益事業収入	7,700,000						7,700,000			7,700,000
補助金事業収入	200,000						200,000			200,000
住宅入居者負担金収入	7,500,000						7,500,000			7,500,000
借入金利息補助金収入	700,000	700,000	700,000							
経常経費寄附金収入	355,000	355,000	300,000	10,000	40,000	5,000				
受取利息配当金収入	42,000	30,000	10,000	5,000	10,000	5,000	12,000	1,000	1,000	10,000
その他の収入	5,610,000	5,490,000	20,000	2,520,000	2,940,000	10,000	120,000	10,000	10,000	100,000
受入研修費収入	90,000	90,000	20,000	50,000	20,000					
利用者等外給食費収入	5,200,000	5,200,000		2,400,000	2,800,000					
雑収入	320,000	200,000		70,000	120,000	10,000	120,000	10,000	10,000	100,000
事業活動収入計 (1)	384,827,000	291,405,000	1,030,000	132,125,000	113,130,000	45,120,000	93,422,000	39,431,000	46,181,000	7,810,000
事業活動による支出										
人件費支出	231,810,000	174,720,000	10,460,000	74,080,000	64,610,000	25,570,000	57,090,000	26,550,000	30,130,000	410,000
職員給料支出	137,480,000	100,050,000	3,930,000	44,810,000	33,950,000	17,360,000	37,430,000	18,250,000	19,180,000	
職員賞与支出	24,560,000	16,010,000	400,000	7,130,000	5,820,000	2,660,000	8,550,000	4,250,000	4,300,000	
非常勤職員給与支出	36,500,000	34,120,000	5,240,000	11,940,000	15,240,000	1,700,000	2,380,000		1,980,000	400,000
退職給付支出	4,730,000	3,420,000	210,000	1,080,000	1,480,000	650,000	1,310,000	590,000	720,000	
法定福利費支出	28,540,000	21,120,000	680,000	9,120,000	8,120,000	3,200,000	7,420,000	3,460,000	3,950,000	10,000
事業費支出	45,130,000	45,130,000		19,250,000	17,690,000	8,190,000				
給食費支出	19,350,000	19,350,000		8,650,000	6,900,000	3,800,000				
介護用品費支出	510,000	510,000		100,000	360,000	50,000				
保健衛生費支出	1,460,000	1,460,000		720,000	530,000	210,000				
教養娯楽費支出	2,830,000	2,830,000		1,400,000	1,030,000	400,000				
水道光熱費支出	13,020,000	13,020,000		4,400,000	6,120,000	2,500,000				
消耗器具備品費支出	3,900,000	3,900,000		1,550,000	1,850,000	500,000				
賃借料支出	1,880,000	1,880,000		1,000,000	400,000	480,000				
車両費支出	2,150,000	2,150,000		1,400,000	500,000	250,000				
雑支出	30,000	30,000		30,000						
事務費支出	79,695,000	63,570,000	2,950,000	24,220,000	25,690,000	10,710,000	16,125,000	7,205,000	7,680,000	1,240,000
福利厚生費支出	1,705,000	1,375,000	40,000	515,000	620,000	200,000	330,000	130,000	200,000	
旅費交通費支出	310,000	250,000	220,000	15,000	10,000	5,000	60,000	30,000	30,000	
研修研究費支出	460,000	210,000		100,000	70,000	40,000	250,000	60,000	180,000	10,000
事務消耗品費支出	2,530,000	1,810,000	10,000	500,000	1,000,000	300,000	720,000	260,000	460,000	
印刷製本費支出	1,880,000	1,210,000	10,000	690,000	490,000	20,000	670,000	520,000	150,000	
水道光熱費支出	305,000						305,000	155,000	150,000	
修繕費支出	790,000	760,000	10,000	400,000	300,000	50,000	30,000	10,000	20,000	
通信運搬費支出	3,040,000	1,590,000	10,000	700,000	570,000	310,000	1,450,000	770,000	650,000	30,000
会議費支出	360,000	330,000	250,000	30,000	40,000	10,000	30,000	10,000	10,000	10,000
広報費支出	65,000	65,000		30,000	30,000	5,000	0			
業務委託費支出	45,150,000	34,750,000		13,150,000	13,600,000	8,000,000	10,400,000	4,800,000	5,000,000	600,000
手数料支出	2,560,000	1,910,000	200,000	600,000	800,000	310,000	650,000	120,000	500,000	30,000
保険料支出	3,910,000	3,870,000	670,000	1,400,000	1,250,000	550,000	40,000	20,000	20,000	
賃貸料支出	525,000	165,000		30,000	130,000	5,000	360,000	180,000	180,000	
土地・建物賃貸料支出	280,000	280,000	280,000				0			
租税公課支出	590,000	240,000	70,000	60,000	60,000	50,000	350,000			350,000
保守料支出	5,930,000	5,630,000	500,000	1,980,000	2,530,000	620,000	300,000	60,000	60,000	180,000
渉外費支出	330,000	310,000	280,000	10,000	10,000	10,000	20,000		20,000	
諸会費支出	630,000	580,000	380,000	100,000	80,000	20,000	50,000	20,000		30,000
ボランティア経費支出	7,950,000	7,950,000		3,750,000	4,000,000	200,000	0			
雑支出	395,000	285,000	20,000	160,000	100,000	5,000	110,000	60,000	50,000	
利用者負担軽減額	130,000	130,000		50,000	80,000					
支払利息支出	2,690,000	1,780,000	1,780,000				910,000			910,000
その他の支出	5,210,000	5,110,000		2,400,000	2,710,000		100,000			100,000
利用者等外給食費支出	5,100,000	5,100,000		2,400,000	2,700,000					
雑支出	110,000	10,000			10,000		100,000			100,000
事業活動支出計 (2)	364,665,000	290,440,000	15,190,000	120,000,000	110,780,000	44,470,000	74,225,000	33,755,000	37,810,000	2,660,000
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	20,162,000	965,000	−14,160,000	12,125,000	2,350,000	650,000	19,197,000	5,676,000	8,371,000	5,150,000
施設整備等による収支										
施設整備等による収入										
施設整備等収入計 (4)										
施設整備等による支出										
設備資金借入金元金償還支出	6,920,000	4,920,000	4,920,000				2,000,000			2,000,000
固定資産取得支出										
施設整備等支出計 (5)	6,920,000	4,920,000	4,920,000				2,000,000			2,000,000
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	−6,920,000	−4,920,000	−4,920,000				−2,000,000			−2,000,000
その他の活動による収支										
その他の活動による収入										
事業区分間繰入金収入	10,000,000	10,000,000	10,000,000							
拠点区分間繰入金収入	10,000,000	10,000,000	10,000,000							
その他の活動収入計 (7)	20,000,000	20,000,000	20,000,000	0	0	0	0	0	0	0
その他の活動による支出										
積立資産支出	2,570,000	1,850,000		790,000	730,000	330,000	720,000	360,000	360,000	
事業区分間繰入金支出	10,000,000						10,000,000	3,000,000	5,000,000	2,000,000
拠点区分間繰入金支出	10,000,000	10,000,000		10,000,000						
その他の活動支出 (8)	22,570,000	11,850,000	0	10,790,000	730,000	330,000	10,720,000	3,360,000	5,360,000	2,000,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	−2,570,000	8,150,000	20,000,000	−10,790,000	−730,000	−330,000	−10,720,000	−3,360,000	−5,360,000	−2,000,000
予備費支出 (10)	10,672,000	4,195,000	920,000	1,335,000	1,620,000	320,000	6,477,000	2,316,000	3,011,000	1,150,000
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期末支払資金残高 (12)	52,797,330	43,336,725	10,042,880	16,121,065	15,965,881	1,206,899	9,460,605	3,368,017	5,492,734	599,854
当期末支払資金残高 (13=11+12)	52,797,330	43,336,725	10,042,880	16,121,065	15,965,881	1,206,899	9,460,605	3,368,017	5,492,734	599,854